

保稅業務検査と 最近の非違について

令和6年10月15日・21日

名古屋税関監視部保稅検査第1部門

本日の説明内容

1. 保稅業務検査について

2. 社内管理規定について

3. 非違について



1. 保稅業務検査について

実施内容

- 適正な税関手続履行状況
- **許可条件※**の遵守状況・履行状況
 - • • 検証
- 関税法等法令に定められた**義務規定**
- 貨物の適正な保全体制
 - • • 確認

※参考：許可条件

指令第	号	税関様式C第3150号
保稅蔵置場許可期間の更新書		
令和〇年〇〇月〇〇日		
△△△株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 殿		
名古屋税関長 〇 〇 〇 		
令和〇年〇月〇〇日申請に係る保稅蔵置場許可期間の更新申請については、 関税法第42条の規定により下記のとおり更新したので通知する。		
記		
保稅蔵置場の名称	〇〇株式会社1号保稅蔵置場	
所在地	愛知県名古屋市港区〇〇〇1-5	
保稅蔵置場の許可を受けた期間	自	令和〇年〇〇月1日
	至	令和〇年〇〇月31日
更新した期間	自	令和〇年〇〇月1日
	至	令和〇年〇〇月31日
更新に伴う条件	裏面のとおり	

(裏 面)

蔵置貨物の種類：輸出入一般貨物

更新に伴う条件

- (1) 蔵置貨物の種類を変更する必要がある場合には、あらかじめ税関長に届け出ること。
- (2) 保稅蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合（特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。）には遅滞なく税関長に届け出ること。
- (3) 保稅蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保稅業務検査を受けた場合にあつては、当該保稅業務検査を受けた日までの間）保存すること。
- (4) 関税法第43条第3号から第7号までに該当することとなった場合には、直ちに届け出ること。
- (5) 関税法第43条の3第1項の規定により外国貨物を保稅蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設については、当該保稅蔵置場に搬入する外国貨物についてあらかじめ関税法第43条の3第1項による承認を受けること。
- (6) 内部監査人による評価・監査を原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すること。
- (7) 蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保稅蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講じること。

※参考：許可条件

実施内容

- (1) 蔵置貨物の種類を変更する必要がある場合には、あらかじめ税関長に届け出ること。
- (2) 保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合（特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。）には遅滞なく税関長に届け出ること。
- (4) 関税法第43条第3号から第7号までに該当することとなった場合には、直ちに届け出ること。
- (5) 関税法第43条の3第1項の規定により外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設については、当該保税蔵置場に搬入する外国貨物についてあらかじめ関税法第43条の3第1項による承認を受けること。
- (6) 内部監査人による評価・監査を原則として毎年実施し、評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。
- (7) 蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講じること。

1. 保税業務検査について

税関の検査をする権限

- ・ 関税法第105条

貨物についての電磁記録を含む帳票書類
について検査することができる。

1. 保稅業務検査について

倉主の記帳義務

- ・ 関税法第34条の2

帳簿を設け（保稅台帳）政令で定められた事項を記載しなければならない

1. 保稅業務検査について

保稅業務検査の最終目的

保稅行政の秩序の維持

保稅地域の健全な運営

1. 保稅業務檢査について（保稅業務檢査）

事前確認事項

- ① 過去の檢査状況の把握
- ② 提出済の書類の確認（各種許可・承認・届出等）
- ③ 提出済のC P・社内管理体制組織図等の確認
- ④ NACCS配信データ等（保稅台帳に代わるもの） と
税関蓄積データとの突合

1. 保税業務検査について（保税業務検査）

現場での確認事項

- ①貨物管理責任者・担当者等からの聞き取り調査（面談）
- ②教育訓練記録・内部監査結果の確認（面談及び提示）
- ③マニュアル台帳の場合、保税台帳の記載事項等の確認
- ④蔵置場等の範囲・工事履歴等の確認（現場）
- ⑤長期在庫貨物等の在庫確認（現場）
- ⑥蔵置状況、区分蔵置、さし札、表示ラベル等の確認（現場）

1. 保稅業務検査について

検査を受けるときに準備するもの 1

- **保稅台帳※**
- 搬入関係書類 保稅運送承認書(写)等
- 搬出関係書類 輸出入許可書(写)等
- 内部監査結果報告書綴り
- 部内研修(教育訓練)結果報告書綴り
- CP(社内管理規定)
- 保稅業務社内管理体制組織図(最新のもの)

※参考：保税台帳の種類

輸入

- マニュアル台帳
- NACCS配信データの保存することで
台帳に替える(電磁記録台帳)※

輸出

- マニュアル台帳
- マニュアル台帳(セット方式)
- NACCS配信データの保存することで
台帳に替える(電磁記録台帳)※

※ E-mail : nagoya-kanshi-hozei@customs.go.jp

1. 保稅業務検査について

検査を受けるときに準備するもの 2

- ・ マニュアル各届出書
（期間内に税関に届け出た書類）**

役員変更届、主要従業者変更届、

社内管理体制組織図

種類変更届、収容能力の増減届、

所在地変更届等

2. 社内管理規定について(3つの要素)



保税台帳への記帳

貨物管理
手続体制



ロケーション管理

評価・
監査制度



内部監査

教育・
研修



研修会 14

2. 社内管理規定(CP)の整備 (関税法基本通達34の2-9)

1

社内管理規定
の目的

- ・ **適正な貨物管理体制を確保**、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続きの適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

2

社内管理責任
体制の整備

- ・ **責任体制の明確化** ・ 総合責任者、貨物管理責任者、顧客責任者、委託関係責任者…… **主要従業者**

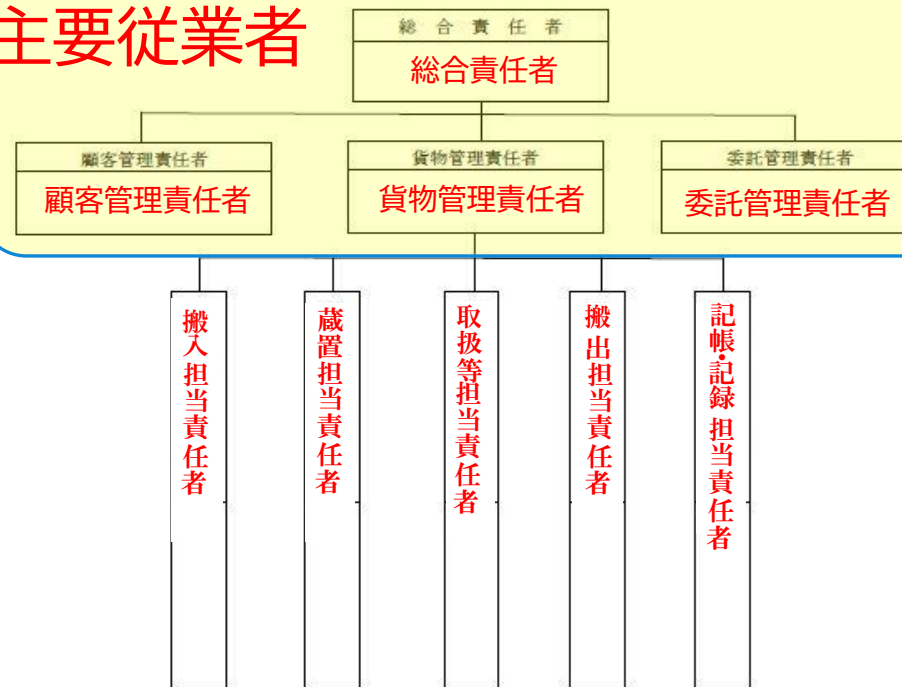
保税業務社内管理体制組織図

制定年月日：令和 年 月 日

改定年月日：令和 年 月 日

保税蔵置場名	所在地	電話番号

主要従業者



税関への通報体制	搬入担当責任者、取扱等担当責任者、搬出担当責任者 ⇒ 貨物管理責任者 ⇒ 税関 監視部貨物取締第1部門：052-654-4094（平日昼間） 監視部監視取締部門：052-398-4226（夜間休日）
教育訓練	
評価・監査	
保税業務に関する 税関との連絡窓口	

2. 社内管理規定(CP)の整備 (関税法基本通達34の2-9)

1

社内管理規定
の目的

- ・ **適正な貨物管理体制を確保**、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続きの適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

2

社内管理責任
体制の整備

- ・ **責任体制の明確化**・・・総合責任者、貨物管理責任者、顧客責任者、委託関係責任者・・・**主要従業者**

3

貨物管理手続
体制の整備

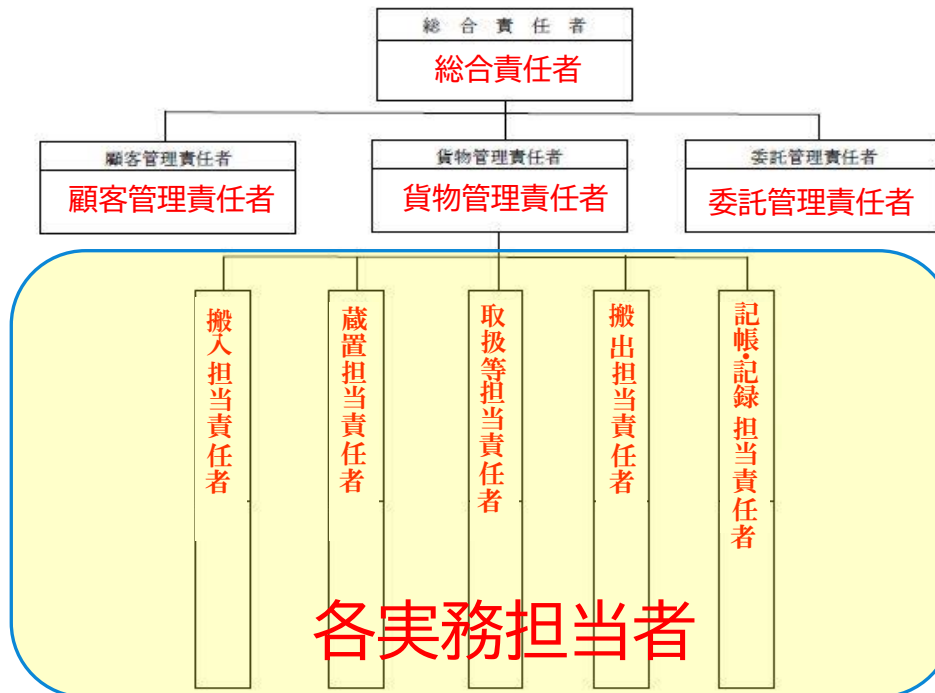
- ・ 自主管理規定の下・・・搬入・搬出管理、蔵置管理、貨物取扱管理、顧客管理、記帳・記録

保稅業務社内管理体制組織図

制定年月日：令和 年 月 日

改定年月日：令和 年 月 日

保稅藏置場名	所 在 地	電話番号



税関への通報体制	搬入担当責任者、取扱等担当責任者、搬出担当責任者 ⇒ 貨物管理責任者 ⇒ 税関 監視部貨物取締第1部門：052-654-4094（平日昼間） 監視部監視取締部門：052-398-4226（夜間休日）
教 育 訓 練	
評 価 ・ 監 査	
保稅業務に関する 税関との連絡窓口	

2. 社内管理規定(CP)の整備 (関税法基本通達34の2-9)

4

貨物保全のための体制整備

- ・ 貨物の亡失等を防止し、貨物の適切な保全を図り、人・貨物の出入りのチェック体制等を整備・・・**セキュリティ**

5

税関への通報体制整備

- ・ 不審貨物、不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制を整備

6

教育訓練の体制整備

- ・ **すべての役員 従業員等** 対して、社内管理規定を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底

2. 社内管理規定(CP)の整備 (関税法基本通達34の2-9)

7

評価・監査制
度の整備

- ・ 内部監査人における監査を年1回以上実施させ、都度税関に報告書の提出を義務付け(H21.7~)

8

その他留意
事項

- ・ 社内規定における懲戒規定等

3. 非違について

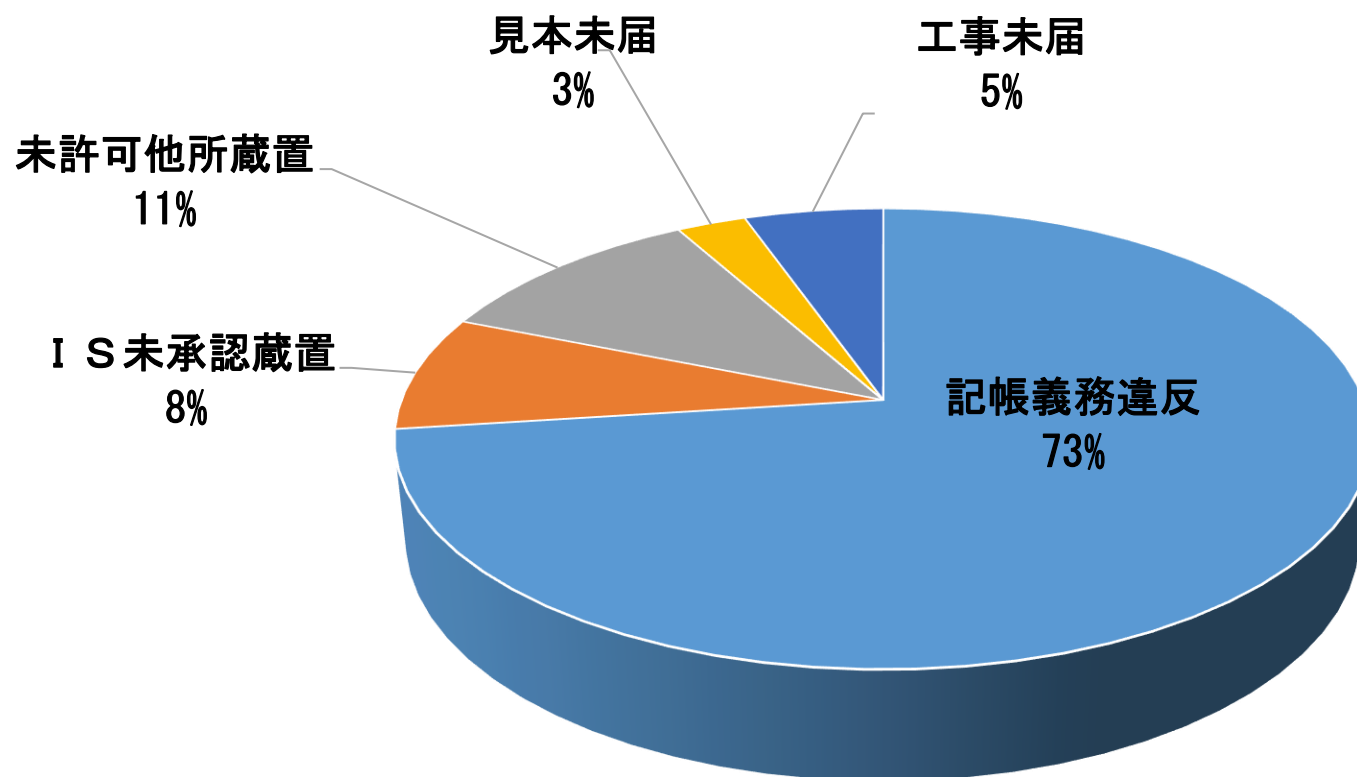
非違とは

法の規定に違反する行為

（誤記、誤謬及び単純なミスは含めない）

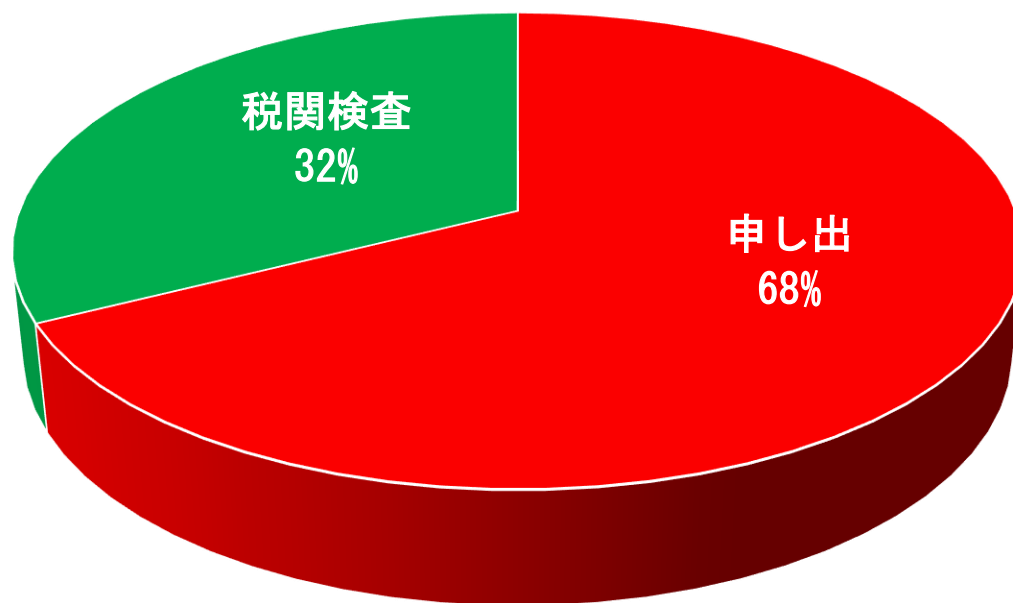
非違について（全国分）

～態様別～

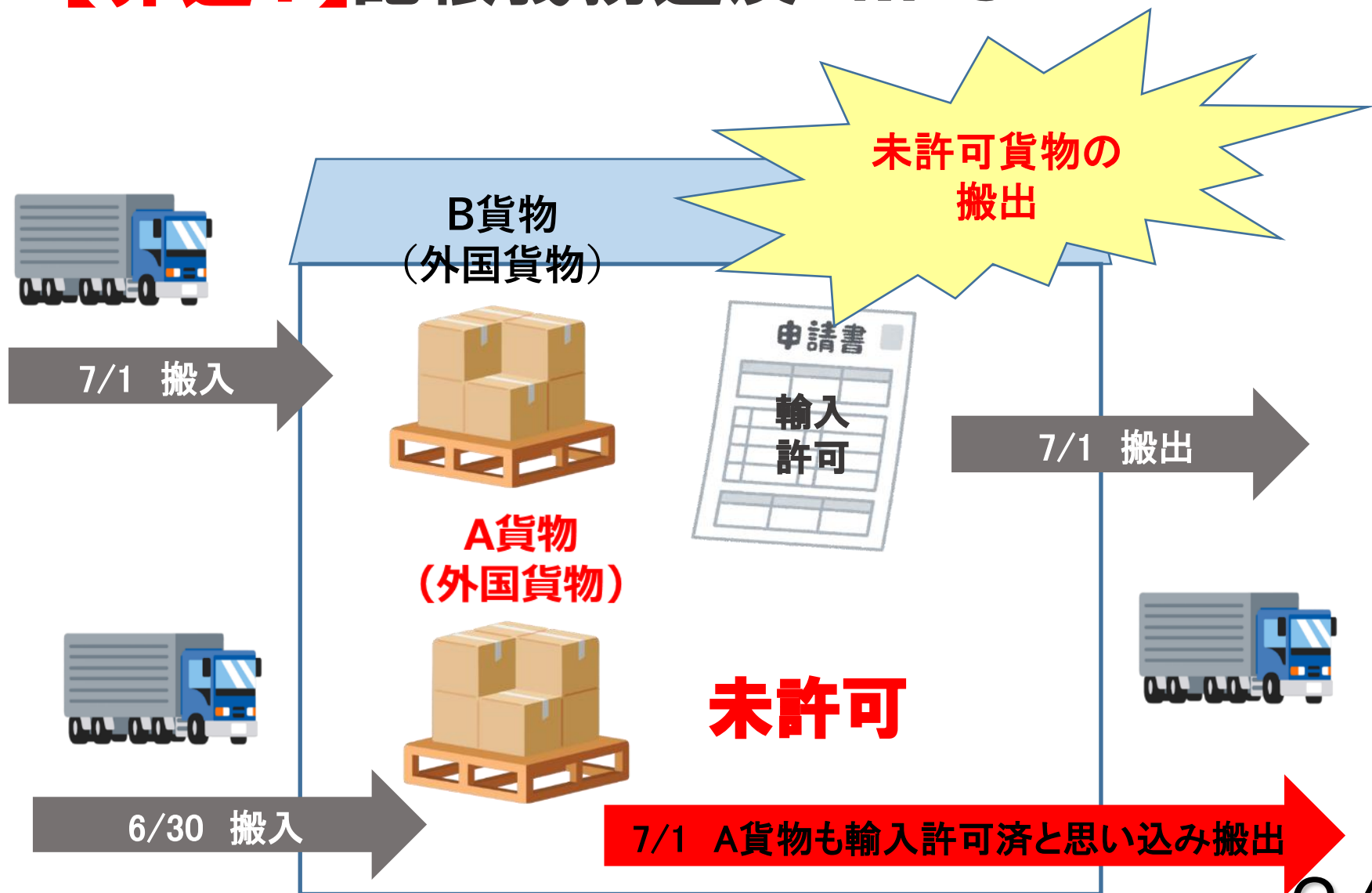


非違について（全国分）

～発見端緒～



【非違1】記帳義務違反 M・S



【非違2】記帳義務違反 S



NACCS参加
保税蔵置場

搬出入等の確認登録



NACCSセンター

民間管理資料の配信

NACCS管理資料
の取得漏れによる電
磁記録台帳の未作成

【非違3】記帳義務違反 S



S B S 1700

5 X X X X (蔵置場コード)

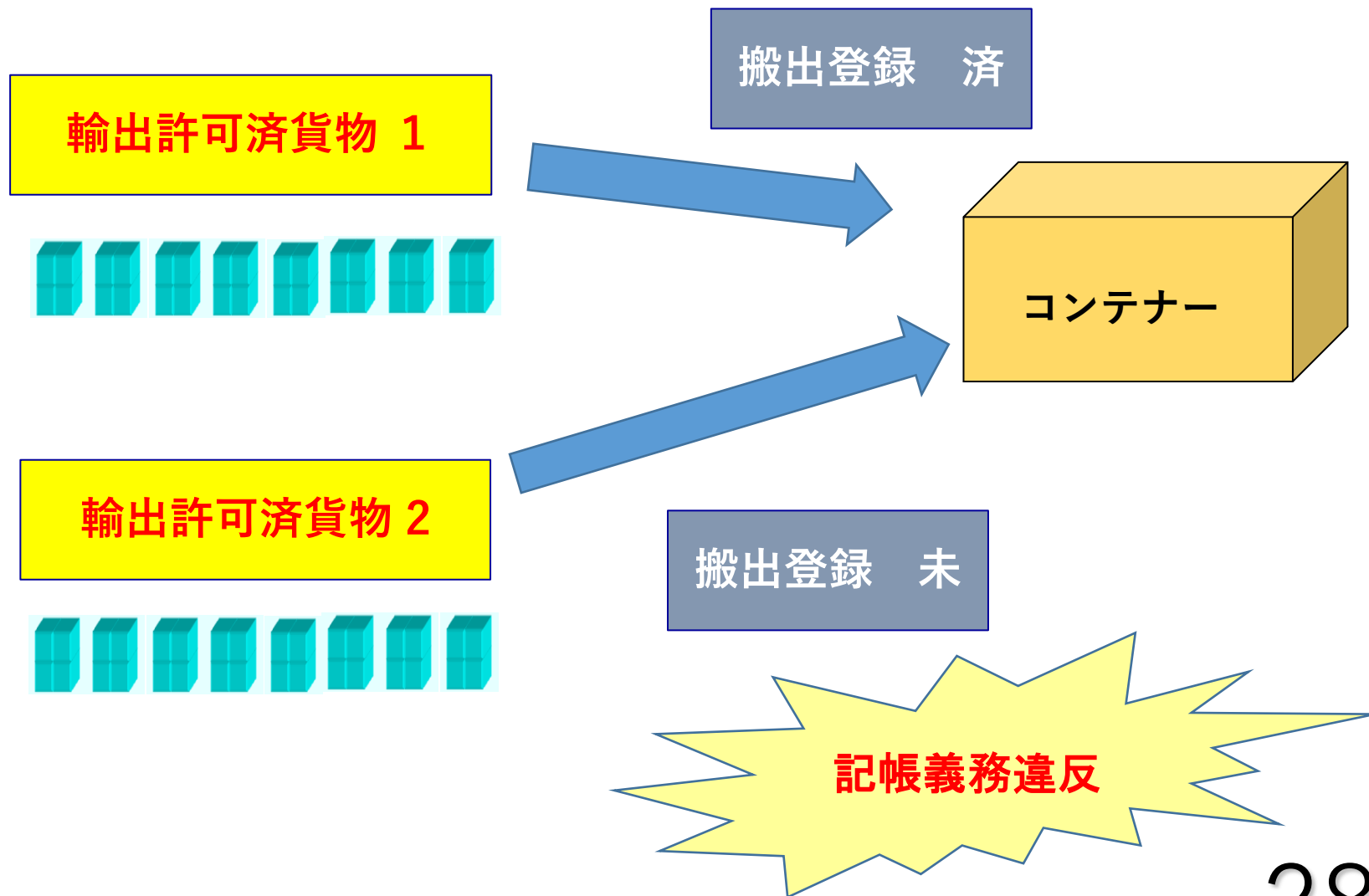
貨物取扱等一覧データ
20230711

貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号
M	20230703	55443322110

見本持出日

配信民間資料 (火曜日配信)

【非違4】外国貨物の誤搬出 S

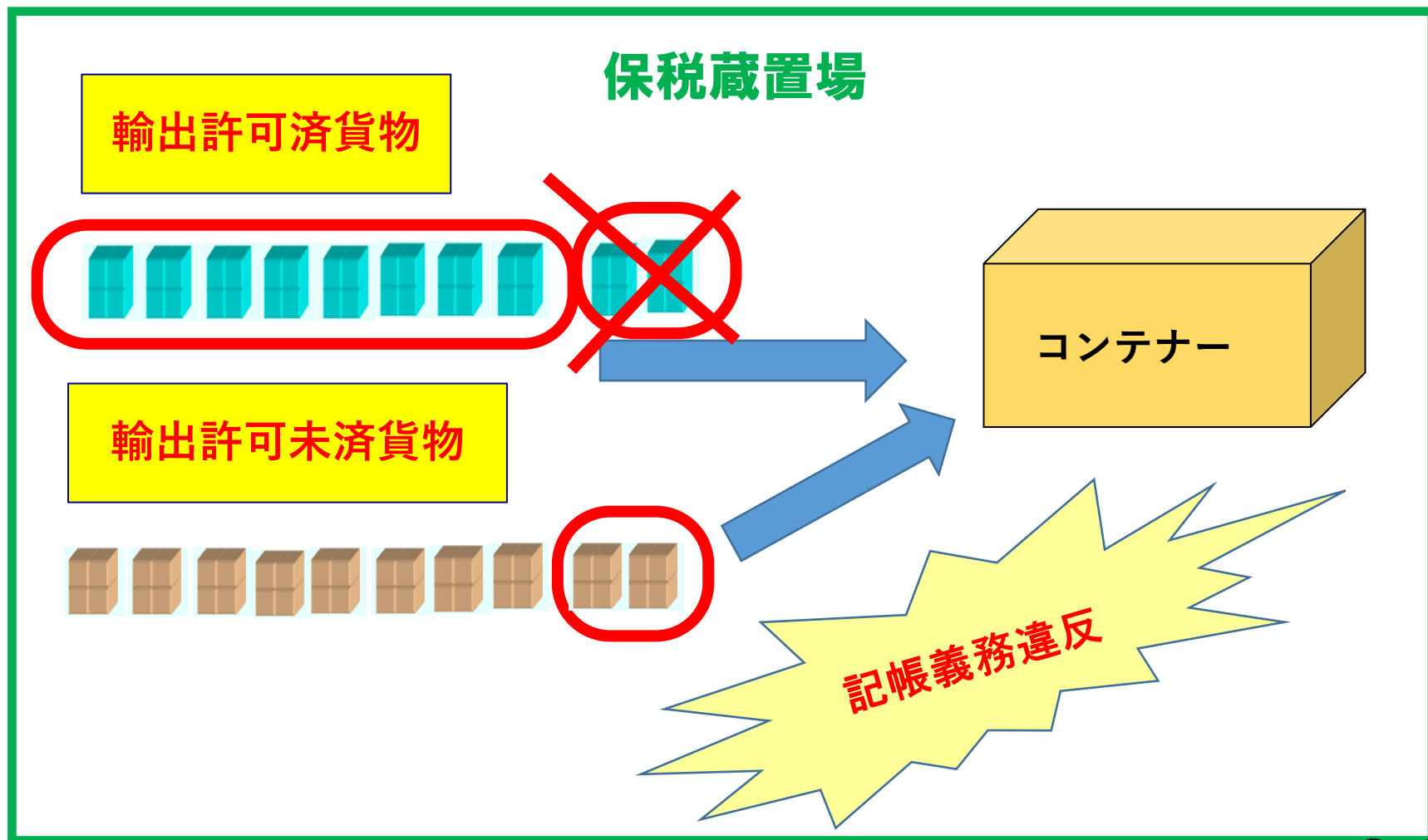


G02輸出貨物搬出入データ

	搬入日	搬入時刻	搬出日	搬出時刻
①	20230717	09 : 30	20230720	11 : 30
②	20230719	10 : 30		
③	20230720	09 : 30	20230725	11 : 30
④	20230722	10 : 30	20230725	11 : 30

輸出許可番号	輸出許可
22223333440	20230720
33334444550	20230720
44445555660	20230724
77778888990	20230724

【非違5】外国貨物の誤搬出 M・S



【非違6】収容能力増減等の届出違反 M・S

保税蔵置場のフェンスを工事



【非違7】 外国貨物を置く場所の制限違反

M・S

自 社 敷 地



保税蔵置場

A貨物
(外国貨物)



保税地域外
蔵置

3 非違について（防ぐには・・・）

- **社内管理規定の順守**
- **管理体制の把握**
- **複数人による入力・作業確認**
- **配信日報の内容の確認 S**
- **モニター画面だけにとらわれず
常に貨物（現物）の状態を把握**

ご清聴ありがとうございました。

